

岐阜県 パートナーシップ宣誓制度

岐阜県では、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会を構築していくことを目指し、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

【※パートナーシップとは、「お互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係」を言います。】

制度の概要

パートナーシップの関係にあるお二人が、知事に対して宣誓し、県から宣誓者へ「受領証」を交付します。宣誓者は受領証を提示することにより、行政や民間においてサービスを利用することができます。

宣誓をすることができる方

お二人が次の①～⑤の全ての条件を満たしていることが必要です。

- ① パートナーシップの関係にあること
- ② 成年に達していること
- ③ どちらか1人は岐阜県に住んでいること（3カ月以内の転入予定者を含む）
- ④ 配偶者がなく、宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ⑤ 宣誓しようとする者同士が近親者でないこと

（パートナーシップの關係に基づき養子縁組をしている、又はしていたカップルの場合、宣誓することができます。）

※性的少数者や事実婚の方々が対象となります。



受領証の提示を受けられた方へ

受領証の提示を受けられた方は、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解いただき、本制度を利用される方の個人情報（性的指向、性自認及び本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。



岐阜県

宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日時の事前予約

宣誓を希望される日の1週間前までに、電話又はメールにより宣誓日時を申し込んでください。(申込先は、下記の「お問い合わせ先」と同様です。)

※ご希望により、オンラインによる宣誓も可能ですので、お問い合わせください。

2. 宣誓当日(来所の場合)

(1) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に必要書類をそろえ、県庁2階の人権施策推進課事務室へお二人でお越しください。
- 県職員の前で、宣誓書に必要事項を自署のうえ、ご提出いただきます。

宣誓時に必要書類

- ① 住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- ② 現に婚姻をしていないことを証する書類(独身証明書、戸籍抄本等)
- ③ 本人確認書類(運転免許証等) など

(2) 宣誓書受領証の交付

- 宣誓要件を満たしている場合で、書類に不備等がなければ、宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを即日交付します。

Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と法律婚には、どのような違いがありますか。

A1 法律婚(婚姻)は、民法に定める法律行為であり、相続権、税法上の控除や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は、県の要綱(岐阜県パートナーシップ宣誓制度実施要綱)に基づき、婚姻制度とは別のものとして実施する制度で、婚姻のように、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、宣誓・届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか。

A2 個室で宣誓を行っていただくことにしております。

お問い合わせ先 (受付時間 8:30~17:15)

岐阜県環境生活部人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階

TEL:058-272-8250 Eメール:c11227@pref.gifu.lg.jp

※「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」の詳細については、県のホームページでご確認ください。